

水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る  
死亡補償一時金支給制度の新設について

1 主旨

水防又は応急措置の業務に従事した者が死亡した場合の遺族補償について、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に基づき、同性パートナーへの死亡補償一時金支給制度を新設する。

2 制度の概要

	現行の遺族補償制度	新設制度
国根拠	水防法、災害対策基本法	
区根拠	水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例	(仮称)世田谷区水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る死亡補償一時金の支給に関する要綱
支給対象者	死亡した水防又は応急措置業務従事者との関係が以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・配偶者</li><li>・子(養子を含む)</li><li>・父母(養父母も含む)</li><li>・孫(養子の子も含む)</li><li>・祖父母(養祖父母も含む)</li><li>・兄弟姉妹</li></ul>	死亡した水防等業務従事者の収入により生計を維持していた同性パートナー( ) 同性パートナーは次のいずれかの者 同性パートナー関係が公正証書により確認できる者 世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づく、パートナーシップの宣誓を行った者 世田谷区以外の自治体において、同趣旨のパートナーシップ宣誓を行った者
支給方法	年金または一時金	一時金
支給額	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じた支給額(890万円~1420万円)
損害の認定	消防団員等公務災害補償等共済基金による審査結果をもとに区が認定	公務災害補償の専門知識を有する者から意見を聞き区が認定
財源	消防団員等公務災害補償等共済基金による。	区単費

3 所要経費

事象が発生した場合に補正予算等で対応する。

4 施行日(予定)

令和5年7月1日